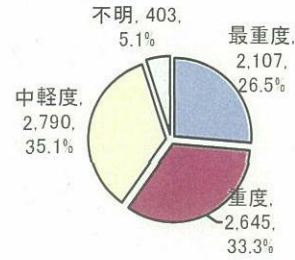
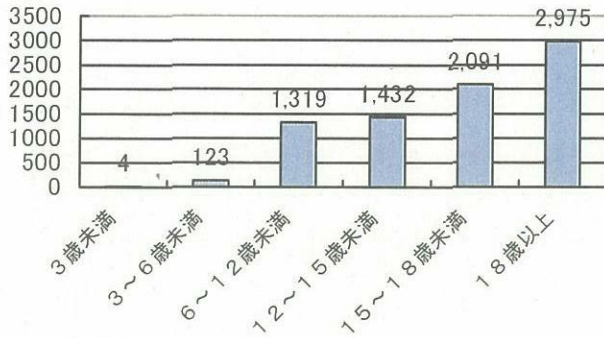


5. 児童の状況

- ・在籍数 7,945 人で在籍率 81.7%、年齢は 18 歳以上が多く 2,975 人 37.4%であるが前年度より 1.5ポイント減少している。次いで高校生の年齢が 26.3%となっている。(平成 18 年 10 月 209 施設)



- ・就学は、4,967 人 62.5%、うち高等部就学 1,906 人(38.3%)
 - ・障害の程度は、重度域が 59.8%と前年より 4.1ポイント減少し、中軽度が 35.1%と増加している。
 - ・重複障害は、てんかん 24.3%、自閉症 26.8%、身体機能障害・低下 9.1%と多様な状態像を示している。
 - ・生活支援面では、行動課題等が多く見られ、安全上、常時目を離せない 29.3%がマンツーマン対応を必要としている。設備上安全対策を必要とする者も 12.3%にのぼる。
 - ・医療面では、てんかん薬の服用が 25.2%、精神薬 25.4%、睡眠剤 7.3%と小児神経医療の対応度が高いことを示している。
- ⇒ これらのことから配置基準の児童 4.3:職員 1 の配置では十分な対応が困難であり、週 40 時間労働時間制では運営が困難な実態にある。

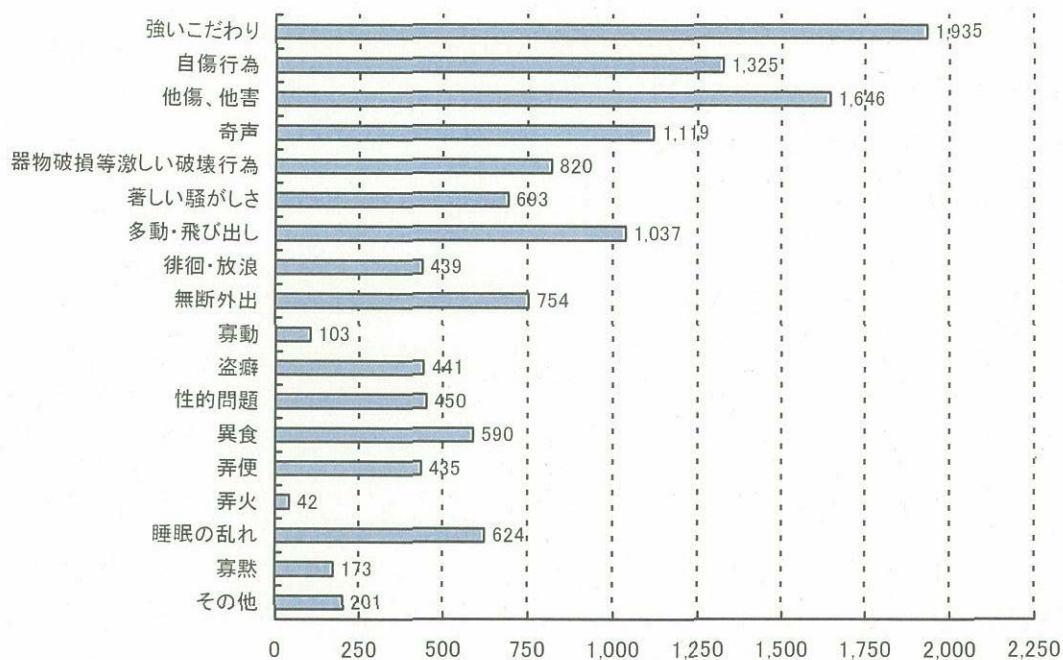
(1) 就学の状況

	人数	%
訪問教育	53	1.1%
施設内分校・分教室	290	5.8%
施設隣接提携学校	496	10.0%
地域の養護学校通学	3,382	68.1%
地域の小中学校の障害児学級通学	448	9.0%
地域の小中学校の普通学級通学	24	0.5%
幼稚園への通園	11	0.2%
保育所への通園	10	0.2%
不明	23	0.5%

(2) 重複障害の状況

	施設	人数	%
てんかん	194	1,933	24.3
自閉症(傾向)	179	2,128	26.8
その他の精神障害	122	440	5.5
視覚障害	92	167	2.1
聴覚障害	91	113	1.4
肢 体 不 自 由	上肢	97	166
	下肢	116	284
	体幹	95	160
	運動機能	66	108
内 部 疾 患	心臓	85	121
	腎臓	48	37
	喘息	77	128
	糖尿	36	17
	その他	59	126

(3) 療育上の課題



(4) 通院等の状況

	施設数	実人員	%	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	190	4,739	59.6%	27,423	144.3	5.8
小児科・内科	193	7,567	95.2%	32,562	168.7	4.3
外科・整形	190	2,118	26.7%	7,223	38.0	3.4
耳鼻咽喉科	191	2,477	31.2%	9,374	49.1	3.8
歯科	192	4,005	50.4%	15,740	82.0	3.9
皮膚科	192	3,333	42.0%	12,785	66.6	3.8
眼科	187	1,547	19.5%	3,362	18.0	2.2
計				108,469	519.0	13.3

○ 服薬の状況

	人数	%
抗てんかん薬	2,232	25.2%
抗精神薬	1,623	18.4%
抗不安薬	618	7.0%
睡眠薬	645	7.3%
心臓疾患	44	0.5%
腎臓疾患	30	0.3%
糖尿病	18	0.2%
喘息	146	1.7%
貧血	76	0.9%
その他	556	6.3%

○ 入院の状況

	施設数	人数	日数
	147	345	10,287
	70.3	4.3	

○ 付き添いの状況

	施設数	%	人数	%
職員で対応	49	33.3%	96	27.8%
保護者で対応	61	41.5%	111	32.2%
職員・保護者で対応	69	46.9%	98	28.4%
第三者依頼	26	17.7%	23	6.7%

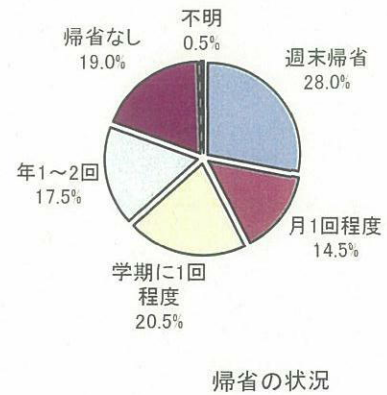
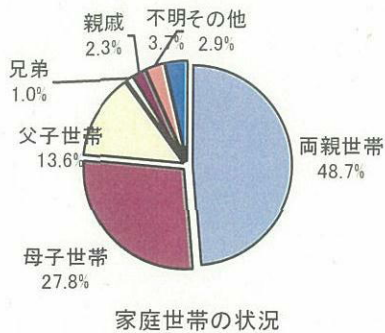
○ 通院の頻度から10月に医療費の公費負担がなくなると医療費の支払い等の負担、怪我等の責任問題等におけるトラブル等の課題が大きい。

○ 入院の比率は、児童の5%で入院数の半数は職員だけが付添う実態にある。

6. 家庭の状況

- (1) 両親世帯は 48.7%程度に止まる。ひとり親世帯が何らかの要支援家庭と捉えられる。
- (2) 面会は、面会なしが 12%、年に 1～2 回 14.2%と 25%以上は親子関係の継続が困難
- (3) 帰省なし 27.3%、年 1～2 回 14.2%と 40%以上がほぼ施設だけの生活となっている。

これらの事から要保護児童に対する家庭養育困難さを招いている状態を要支援家庭とすれば、子どもの側から見ると家族再統合が難しく、児童期に施設入所すると一生施設暮らしというケースも多く、社会が責任を持って児童の健全育成を図ることが子どもの生存権を保障する事になる。



○ 家庭の状況

		%
両親世帯	3,868	48.7
母子世帯	2,211	27.8
父子世帯	1,077	13.6
兄弟	81	1.0
親戚	186	2.3
その他	227	2.9
未成年後見	17	0.2
成年後見	54	0.7

○ 帰省の状況

	人	%
週末帰省	2,228	28.0
月1回程度	1,149	14.5
学期に1回程度	1,630	20.5
年1～2回	1,394	17.5
帰省なし	1,508	19.0

○ 帰省できない理由

	人数	%
親がいない	237	3.0
地理的条件	22	0.3
家庭の事情で帰らない	732	9.2
家庭状況から返せない	424	5.3
その他	40	0.5

○ 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	1,085	13.7
月1～2回来園	2,327	29.3
学期に1回来園	1,556	19.6
年に1～2回来園	1,080	13.6
職員引率で家庭に	58	0.7
面会の制限の必要あり	96	1.2

○ 面会者の状況

	人数	%
両親	1,215	15.3
きょうだいの来園	354	4.5
父親	926	11.7
母親	2,440	30.7
祖父母等	333	4.2

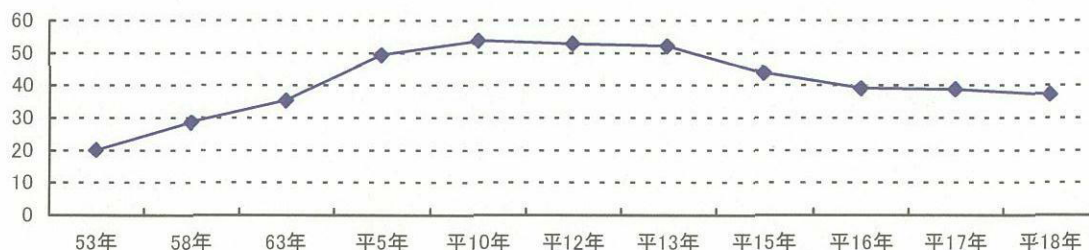
7. 過齢児の現状と対策

(1) 過齢児の推移

○ 過齢児(満 18 歳の法定年齢の超過)の在籍率の推移(児童施設実態調査)

18 年 10 月 満 18 歳以上 2,975 人(37.4%) うち満 20 歳以上 2,242 人(28.2%)でこの変動は、児童施設の者併設型施設への転換等に左右されている。

○ 大人になったら大人としての生活を保障する事が本人の権利として対応する事が必要である。



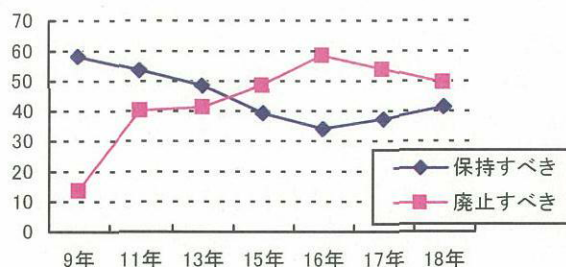
53年	58年	63年	平5年	平10年	平12年	平13年	平15年	平16年	平17年	平18年
20.2	28.8	35.5	49.5	53.9	53.0	52.3	44.0	39.2	38.9	37.4

(2) 63条2項の措置延長規定に対する見解は二分している

□ 法 63 条 2 項を「廃止すべきである」104 施設 (49.8%) 「保持すべきである」87 施設 (41.6%)、意見が分かれている。

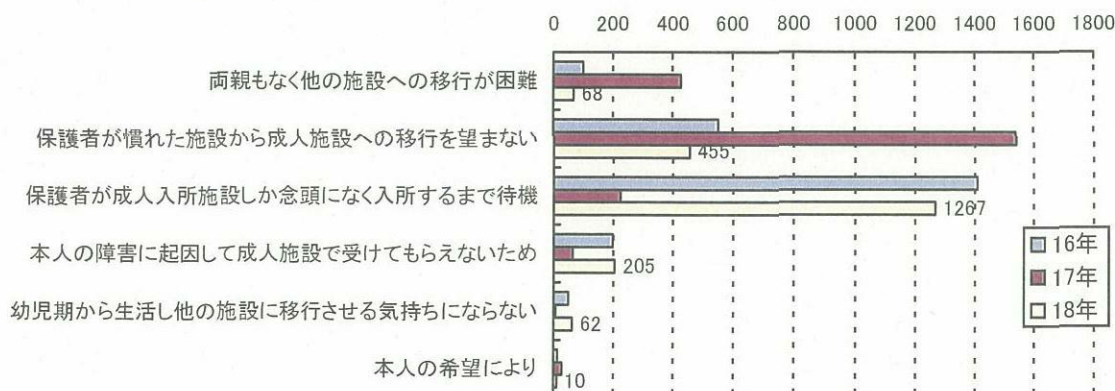
- ・廃止すべき理由は、「年齢に応じた生活支援が困難」が 82 施設 (78.8%)、「通過型施設としての機能に限定すべき」が 68 施設 (65.4%)。
- ・保持すべき理由は、「他に受け皿がない」が 66 施設 (75.9%)、「本人の生活支援の上から」46 施設 (52.9%)、「児者一元化が必要」10 施設 (11.5%)

○ 調査年による推移 (単位%)



	平成9年	11年	13年	15年	16年	17年	18年
廃止すべき	13.8	40.5	41.6	48.9	58.7	54.1	49.8
保持すべき	58.3	53.7	48.6	39.4	34.3	37.4	41.6

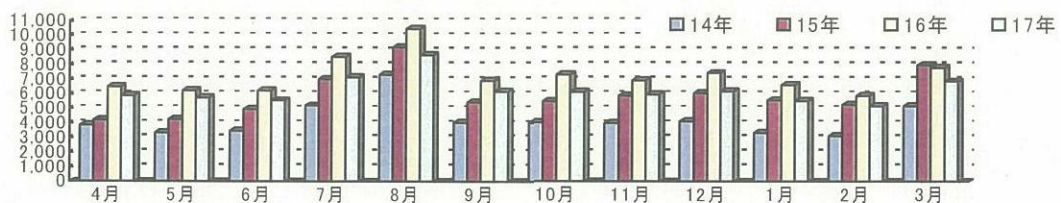
□ 満 20 歳以上の方が在籍している理由



8. 在宅支援事業の状況

(1) 短期入所・宿泊利用の実態

- 短期入所の実施施設は、18年10月自立支援法による138施設(66.0%)、空床型94施設、併設型50施設、利用定員805人である。その利用実績は、年間100日未満の利用が36施設と一番多く、1,000日を超える利用は、17施設(12.3%)に止まっている。利用実態は、地域や施設の立地要件等により相当のバラツキが見られる。
- 利用月は、特に8月、7月、3月が多く、例年、学校の長期休みの時期が多くなっている。
- 訓練目的の利用は、30施設で延べ2,557日、1件当たり3.4日。
- 幼児の利用は、59施設で260人、延べ3,684日、1人平均14.1日。
- 宿泊を伴う短期入所の送迎加算の実績は、20施設、670回と利用者数の10.7%。
- 宿泊利用の理由は、親の疾病・入院、療育疲労・休養のレスパイト的利用が最も多く、療育目的、行動改善、生活リズムの改善等で入所施設の特性を活用した利用もみられる。



月別利用状況

宿泊の利用状況

	14年度	15年度	16年度	17年度
実人員(人)	6,202	6,069	6,753	6,220
延べ件数(件)	18,775	30,350	42,411	34,563
延べ日数(日)	51,174	71,181	85,988	76,297

○ 月別利用状況

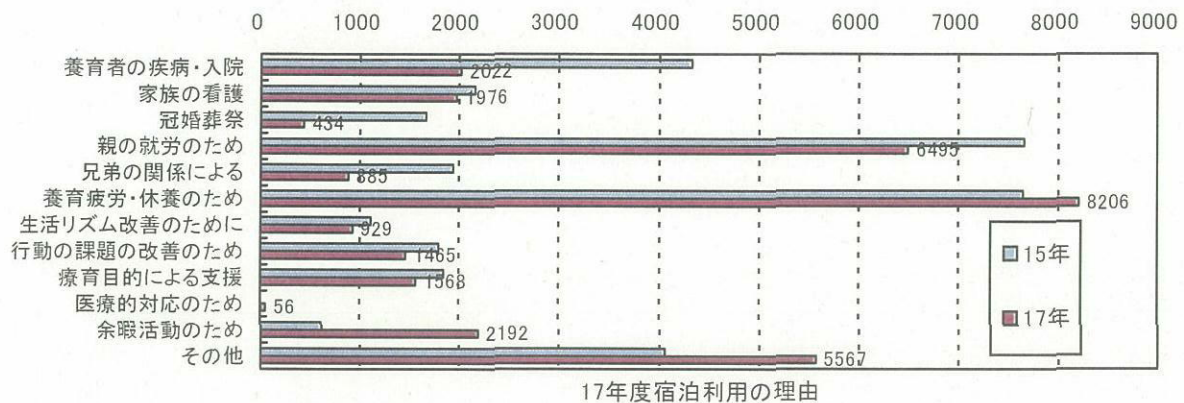
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年	4,244	4,289	4,965	7,026	9,243	5,458	5,484	5,880	6,051	5,594	5,280	8,004
17年	5,900	5,739	5,572	7,149	8,715	6,223	6,183	6,007	6,223	5,553	5,176	6,883

年間利用実績の状況

年間利用日数	施設数	%
100日未満	36	26.1
100~200日未	25	18.1
200~300日未	18	13.0
300~400日未	14	10.1
400~600日未	15	10.9
600~1000日未	13	9.4
1000~2000日未	13	9.4
2000~	4	2.9

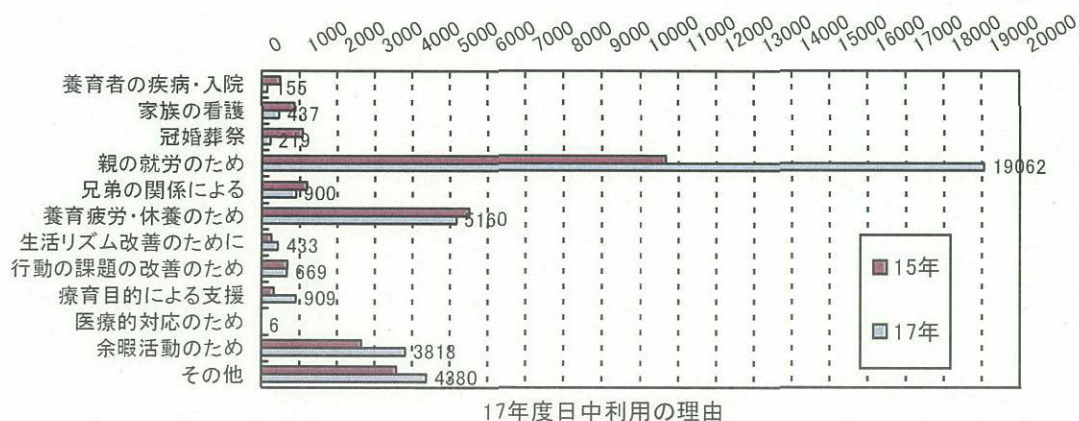
利用の実態

	施設数	数
20~30日の利用(人)	34	72
30日を超える利用(人)	47	61
通学校まで送迎(人)	42	266
施設通学校で対応(人)	50	542
訓練目的の利用数(人)	30	670
訓練目的の利用日数		2,557
幼児の利用数(人)	59	260
幼児の利用延べ日数		3,684
送迎の実施数(人)	20	670



(2) 日中利用の実態 ⇒ 自立支援法で日中一時支援事業

- ・実施施設 128 施設、定員 612 人、17 年度の利用状況は延べ 105,960 人で前年度より 25,666 人多くなっている。
- ・時間単位では、4 時間未満の利用が最も多く、48,933 人(46.1%)、次いで 4～8 時間の利用で 40,156 人(37.8%)、8 時間以上が 16,871 人(15.9%)となっている。4 時間未満の利用は、平日の学校放課後が中心である。
- ・月別利用状況は、宿泊利用状況と同様に「春・夏・冬」の学校長期休みの時期の利用が多い。
- ・18 年 10 月から本事業は廃止され、自立支援法の市町村による地域生活支援事業に衣替えのため、その継続が課題となっている。
- ・利用の理由は、親の就労による利用が 52.7%と際立って多くなっている。障害児の放課後対策が不十分なため本事業が代替していることを示している。また、生活リズム、行動改善、療育目的での利用もあり、単なる預かりではなく学齢期の学校外での療育の必要性がみられる。児童デイサービスの学齢期の利用も同様な理由のニーズがある。



Ⅲ 今後の暮らしの場に向けて

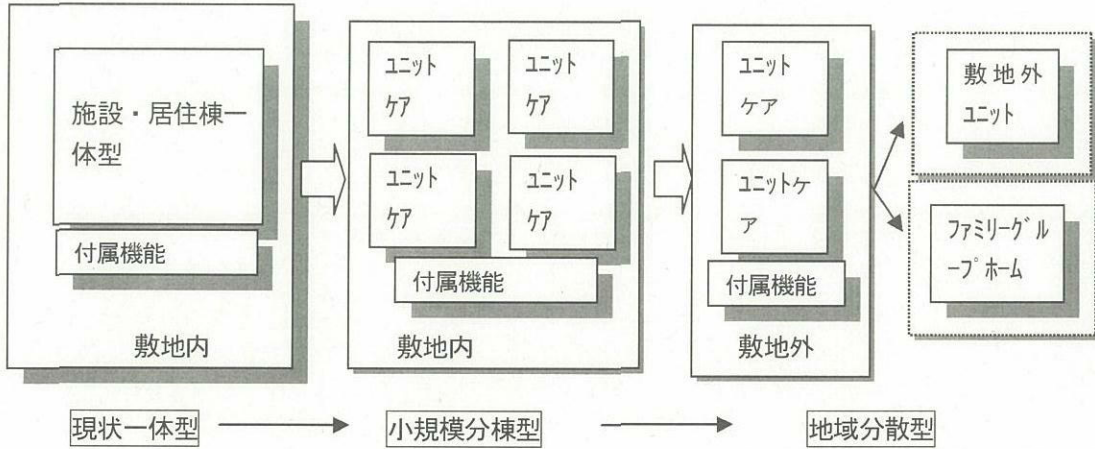
児童施設分科会では、平成 15 年「子どもの施設としての知的障害児施設の検証と提言」を発表し、

- 子どもの特性に応じた施設形態・基準、あり方の検討
 - ・ 小規模・地域分散型体系へ
 - ・ ファミリーグループホーム、専門里親の設置・拡充へ

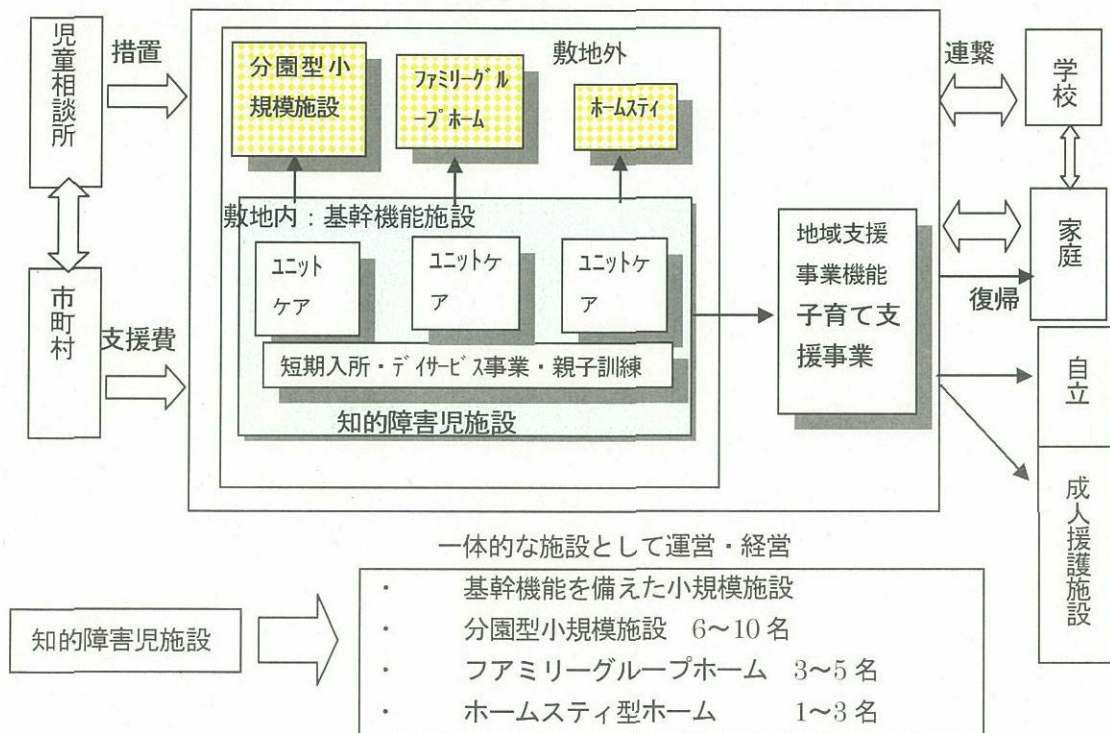
少なくとも児童養護施設に地域小規模型の体系を導入する。

以下のようなイメージを示した。

施設の改革の提案イメージ



児童施設の将来像のイメージ図 (厚生科学研究 16 年岡田主任研究山村分担班)



今後の施設のあり方を検討するあたり

障害児入所施設は、福祉型施設と医療型施設に大別して、その目的や生活に応じた機能の整備を行なう。知的障害児施設の実態は、児童養護施設と同様な実態があり他の児童福祉施設と一体的に検討する。その具体的な事項を以下の点を提案したい。

- (1) 障害児施策と障害者施策は、ライフステージの特性に応じた満 18 歳を基本とした支援体系を確立する。
 - ① 利用の延長規定を見直す。満 18 歳の年度末(高校卒業まで)を基本として障害者支援施設への移行を促進する。
 - ② 経過措置として障害児施設の在籍延長は、満 20 歳までを基本として最大満 23 歳に止める支援体制を整備し、その上で児童福祉施設としての機能を維持確立する。
 - ③ 過剰児施策は、知的障害児施設で成人施設の代替をすることなく、障害者支援施設等の整備計画により円滑に移行できる体制を整備する。
 - ④ 平成 11 年の児・者併設施設は、盲児・ろうあ児施設と同様に知的障害児施設も定員 5 名からの措置を講じ、者の併設型施設への導入の弾力化を図る。
- (2) 今後の知的障害児施設のあり方、機能について以下の点を考慮する。
 - ① 知的障害児施設は、学校教育、社会教育や地域活動、医療等の連携の上で生活支援を行なうこと、1 日、1 週間、1 ヶ月、1 年の生活全般を通して児童の成長発達を図ることから大人の場合とは異なり日中活動と夜の生活とは分離できないため、児童期の特性に応じた一体的な施設機能とする。
 - ② 知的障害児施設は、虐待・ネグレクト等適切な養育環境に欠けることから家庭から分離されることになった児童に対する成長・発達に及ぼす影響が大きいため、大人との愛着関係を確保する家庭に代わる養育支援の役割を基本とし、必要に応じて発達支援・療育支援等一体的に提供する施設とする。
 - ③ 知的障害児施設においても、家庭との連携や施設生活の家庭的環境の整備を促進するため、児童養護施設に認められているグループケア方式、分園型施設、地域小規模養護施設等を導入し施設ケアの小規模化の促進を図る。
 - ④ 施設入所前の家族支援、入所後の家族再統合等に向けた支援の重要性が増しており、その機能を担う相談支援等の専門職種を配置した子ども家庭支援センター・子ども地域療育センター等を新たな事業として創設する。
 - ⑤ 知的障害児施設の機能は、文部科学省との連携のもとに特別支援学校等の高等部までの就学保障、更には専攻科 2 年の設置を促進し、大人の福祉サービスへの移行支援が円滑となるように教育・医療との連携のもとに確立する。
 - ⑥ 障害児入所施設は、他の児童福祉施設と整合性を図るとともに障害の特性に応じた最低基準等を抜本的に見直しをする。
 - 最低基準の居室面積、居室定員の見直しをする。
 - 職員配置基準の児童 4.3 人に 1 人を 2 人に 1 人以上の配置とする。
 - 施設整備国庫補助基準の拡充を図り、家庭支援センター等必要な事業も対象とする。

以上